

# 福井県報

第 2413 号  
 平成 25 年  
 3 月 19 日 (火)  
 火・金曜日 発行  
 1月1,750円郵送料共

## 告 示

福井県告示第108号  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年3月19日

福井県知事 西川 一誠

目次  
 （※は、県例規集登載事項）

- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定（一〇八・長寿福祉課）……………一
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止（一〇九・同）……………二
- 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定（一一〇・同）……………二
- 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止（一一一・同）……………三
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定（一二二・同）……………三
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止（一一三・同）……………四
- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録（一一四・同）……………四
- 障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定（一一五・障害福祉課）……………五
- 障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業所の廃止（一一六・同）……………五
- 道路の供用の開始（一一七、一一八・道路保全課）……………五
- 道路の区域の変更（一二九、一三二

- ・同）……………六
- 道路の位置の指定（一二三・丹南土木事務所）……………七

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（商業振興・金融課）……………八
- 教育委員会訓令
  - ※福井県教育委員会職員衛生管理規程の一部を改正する訓令（二・教育振興課）……………八
- 監査委員告示
  - 監査の結果に関する報告の公表（七、八）……………九
- 公安委員会規則
  - ※交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則（五・地域課）……………一七

## 指定居宅サービス事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類	介護保険事業所番号
有料老人ホーム 東尋坊ロイヤルハウス	坂井市三国町陣ヶ岡35-1-8	社会福祉法人双和会	平成25年3月1日	特定施設入居者生活介護	1871700959
シツツ倶楽部 福井イタガキ	福井市板垣5丁目901	エスベロンズ株式会社	平成25年3月1日	通所介護	1870102793
デイサービスセンターほっとかん	福井市楳谷町12-9-2	医療法人厚生会	平成25年3月1日	通所介護	1870102801
ヘルパーステーション ション 和	大飯郡高浜町和田104-5-5	株式会社ぐらっどりー	平成25年3月1日	訪問介護	1872300064
シルバークラブ日野	南条郡南越前町東大道33-10-1	医療法人山本会	平成25年4月1日	通所介護	1871900245

## 福井県告示第109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があつたので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年3月19日

福井県知事 西川 一誠

## 廃止居宅サービス事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止届出受理年月日	サービスの種類	介護保険事業所番号
赤川整形外科医院	福井県鯖江市住吉町2-16-12	医療法人明鏡会	平成25年2月12日	訪問看護	1810714517
赤川整形外科医院	福井県鯖江市住吉町2-16-12	医療法人明鏡会	平成25年2月12日	通所リハビリテーション	1810714517

## 福井県告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年3月19日

福井県知事 西川 一誠

## 指定居宅介護支援事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	介護保険事業所番号
ケアテラセンター さかい生喜庵	坂井市坂井町上新庄40-59	株式会社生喜	平成25年2月10日	1871700694

**福井県告示第 111号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があつたので、同法第85条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年3月19日

福井県知事 西川 一誠

廃止居宅介護支援事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止届出 受理年月日	介護保険 事業所番号
あすわ在宅介護支援事業所	福井市足羽4丁目413	医療法人厚生会	平成25年2月6日	1870101373

**福井県告示第 112号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

平成25年3月19日

福井県知事 西川 一誠

指定介護予防サービス事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類	介護保険 事業所番号
有料老人ホーム 東尋坊ロイヤルハウス	坂井市三国町陣ヶ岡35-1-8	社会福祉法人双和会	平成25年3月1日	介護予防特定施設 入居者生活介護	1871700959
シツツ倶楽部 福井イタダギ	福井市板垣5丁目901	エスベラソンス株式会社	平成25年3月1日	介護予防通所介護	1870102793
ヘルパーステーション 和	大飯郡高浜町和田104-5-5	株式会社ぐらっどリー	平成25年3月1日	介護予防訪問介護	1872300064
シルバーケア日野	南条郡南越前町東大道33-10-1	医療法人山本会	平成25年4月1日	介護予防通所介護	1871900245

**福井県告示第 113号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があつたので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

平成25年3月19日

## 廃止介護予防サービス事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止届出 受理年月日	サービスの種類	介護保険 事業所番号
赤川整形外科医院	福井県鯖江市住吉町2-16-12	医療法人明鏡会	平成25年2月12日	介護予防訪問看護	1810714517
赤川整形外科医院	福井県鯖江市住吉町2-16-12	医療法人明鏡会	平成25年2月12日	介護予防通所リハビリテーション	1810714517

## 福井県告示第114号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項に規定する登録特定行為事業者を登録したので、同条第2項において準用する同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年3月19日

福井県知事 西川 一誠

## 登録特定行為事業者一覧表

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	登録年月日	実施する特定行為 業務の内容	登録特定行為 事業者登録番号
仁愛訪問介護事業所（居宅介護、重度訪問介護）	福井市乾徳4-4-7	株式会社仁愛ケアサービス	平成25年2月8日	口腔内の喀痰吸引	181120024

## 福井県告示第115号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業所を指定したので同法第51条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年3月19日

福井県知事 西川 一誠

サービス種別	定員数	事業所名	事業所番号	郵便番号	事業所所在地	法人(設置者)名	設置者所在地	代表役職	代表者名	指定日
就労継続支援A型	20	株式会社 緑	1810300291	917-0232	小浜市東市場38-17	株式会社 緑	小浜市東市場38-17	取締役社長	北山 政道	平成25年3月1日

## 福井県告示第116号

障害者自立支援法（平成17年法律第12

3号) 第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成25年3月19日

福井県知事 西川 一誠

廃止

サービスクラス種類	事業所名	事業所番号	郵便番号	事業所住所	法人(設置者)名	設置者住所	代表役職	代表者氏名	廃止日
地域移行支援	相談支援事業所 はるもにあ	1830101356	918-8205	福井市 志比口2丁目11 番13号	特定非営利活動法 人はるもにあ	福井市 志比口2丁目11 番13号	理事長	清水 聡	平成25年3月31日

### 福井県告示第117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成25年3月19日から20日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月19日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	157号	大野市横枕43字土焼場 14-2から 大野市中保21字石田1 2-2まで	平成25年 3月21日
		大野市中保21字石田1 2-2から 大野市吉10字八分一 13-2まで	平成25年 3月24日
		大野市横枕5字柿ヶ花3 4から 大野市横枕2字大水口6 -8まで	平成25年 3月24日

## 福井県告示第 1 1 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を開始するので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、平成 2 5 年 3 月 1 9 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 1 9 日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	寺武畑 1 8 番 2 から 越前市瓜生町 5 8 字土呂田 3 7 番 3 まで	越前市芝原 2 丁目 9 5 字高畑 1 8 番 2 から 越前市瓜生町 5 8 字土呂田 3 7 番 3 まで	平成 2 5 年 3 月 2 0 日

## 福井県告示第 1 1 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成 2 5 年 3 月 1 9 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 1 9 日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
一般国道	1 5 7 号	新	大野市横枕 4 6 字押切 島 1 4 - 2 から 大野市南新家 2 8 字 下岸ノ下 1 - 3 まで	8.8 ～ 19.6	59.9
一般国道	7 号	旧	大野市横枕 4 6 字押切 島 1 4 - 2 から 大野市南新家 2 8 字 下岸ノ下 1 - 3 まで	7.9 ～ 8.8	59.9

大野市中保 2 1 字石田

1 3 - 2 から

新 大野市 1 6 1 字出光 6

- 3 まで

大野市月見町 1 2 地先

から

新 大野市 1 6 1 字出光 7

- 2 まで

大野市月見町 1 2 地先

から

旧 大野市 1 6 1 字出光 7

- 2 まで

大野市月見町 1 2 地先

から

大野市 1 6 1 字出光 7

- 2 まで

大野市月見町 1 2 地先

から

大野市 1 6 1 字出光 7

- 2 まで

## 福井県告示第 1 2 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成 2 5 年 3 月 1 9 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 1 9 日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
一般国道	1 5 7 号	新	大野市横枕 4 6 字押切 島 1 4 - 2 から 大野市南新家 2 8 字 下岸ノ下 1 - 3 まで	8.8 ～ 19.6	59.9
一般国道	7 号	旧	大野市横枕 4 6 字押切 島 1 4 - 2 から 大野市南新家 2 8 字 下岸ノ下 1 - 3 まで	7.9 ～ 8.8	59.9

## 福井県告示第 1 2 1 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、平成 2 5 年 3 月 1 9 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 1 9 日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員	延長
				(単位:メートル)	(単位:メートル)
一般県道	寺武生線	新	越前市片屋町 5 7 字末久 1 6 番 1 地先から越前市芝原 2 丁目 9 5 字高畑 1 8 番 2 まで	11.0 ～ 25.0	897.8
		旧	越前市片屋町 5 7 字末久 1 6 番 1 地先から越前市芝原 2 丁目 9 5 字高畑 1 8 番 2 地先まで	6.8 ～ 11.5	778.0

## 福井県告示第 1 2 2 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、平成 2 5 年 3 月 1 9 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 1 9 日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員	延長
				(単位:メートル)	(単位:メートル)
一般県道	寺武生線	新	越前市芝原 2 丁目 9 5 字高畑 1 8 番 2 から越前市塚町 9 字下川原 2 0 番 4 まで	23.8 ～ 48.6	2,376.7
		旧	越前市芝原 2 丁目 9 5 字高畑 1 8 番 2 から越前市塚町 9 字下川原 2 0 番 4 まで	23.8 ～ 48.6	2,376.7
一般県道	寺武生線	新	越前市芝原 2 丁目 9 5 字高畑 1 8 番 2 地先から越前市塚町 9 字下川原 1 番 4 まで	5.0 ～ 16.1	4,286.0
		旧	越前市塚町 9 字下川原 1 番 4 まで	16.1	

## 福井県告示第 1 2 3 号

建築基準法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号) 第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則 (昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号) 第 1 0 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 5 年 3 月 1 9 日

福井県丹南土木事務所長 免博彦

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名  
越前市朽飯町 第 4 号 1 5 番地 2  
山川 佳子
- 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)

越前市朽飯町 1 0 字定蔭 5 番 2	6. 0	7 4. 4 5
----------------------------	------	----------

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の届出があったので、同条第 4 項の規定により、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告の日から 4 月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成 2 5 年 3 月 1 9 日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
A コーゾさばえ店  
鯖江市丸山町一丁目 7 番 3 1 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社コーゾさばえ  
代表取締役 福島 定巳  
鯖江市東鯖江四丁目 3 番 1 5 号
- 3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
(変更前) 開店時刻 午前 1 0 時  
閉店時刻 午後 9 時  
(変更後) 開店時刻 午前 8 時  
閉店時刻 午後 9 時 4 5 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前 9 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで  
(変更後) 午前 7 時 3 0 分から午後 1 0 時まで

4 変更する年月日  
平成 2 5 年 3 月 1 5 日

5 上記 3 の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う主たる者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社コーゾさばえ  
代表取締役 福島 定巳  
鯖江市東鯖江四丁目 3 番 1 5 号

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1, 0 2 5. 9 0 平方メートル

(3) 駐車場の収容台数  
8 9 台

(4) 駐車場の収容台数  
1 0 台

(5) 荷さばき施設の面積  
9 3. 8 0 平方メートル

(6) 廃棄物等の保管施設の容量  
4 0. 2 0 立方メートル

(7) 駐車場の自動車の出入口の数  
5 箇所

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 8 時まで

6 届出のあった日  
平成 2 5 年 3 月 6 日

7 届出の縦覧場所  
(1) 福井市大手三丁目 1 7 番 1 号  
福井県産業労働部商業振興・金融課  
(2) 鯖江市西山町 1 3 番 1 号  
鯖江市産業環境部商工政策課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間  
公告の日から 4 月間

(2) 縦覧できる時間帯  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

9 意見書の提出先  
福井市大手三丁目 1 7 番 1 号  
福井県産業労働部商業振興・金融課

## 教育委員会訓令

### 福井県教育委員会訓令第 2 号

庁中一般

各出先機関

各教育機関

福井県教育委員会職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 1 9 日

福井県教育委員会

福井県教育委員会職員衛生管理規程の一部を改正する訓令

福井県教育委員会職員衛生管理規程（平成 1 8 年福井県教育委員会訓令第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「大野東高等学校」を「奥越明成高等学校」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 福井県監査委員会告示

### 福井県監査委員会告示第 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項および第 4 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を

、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 2 5 年 3 月 1 9 日	福井県監査委員	山岸 猛夫
同	同	鈴木 宏紀
同	同	辻岡 俊三
同	平鍋 順一	



地方自治法第199条第1項(財務監査)の規定による定期監査の結果

第1 監査の概要

1 公表の対象機関

今回公表の対象とするのは、平成25年1月から2月の間に定期監査を実施したものの、および平成25年2月に書面監査を行ったものうち、出先機関46機関である。

2 監査の重点

監査は、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、次の事項に重点を置いて実施した。

- (1) 不適正な経理処理にかかる再発防止策の検証
- (2) 備品の管理について
- (3) 郵便切手類の在庫の適正管理および現金の取扱いについて
- (4) 公用車の管理と利用状況について

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施した。  
 (1) 対象機関46のうち、17機関については実地監査を、29機関については書面監査を実施した。

対象機関	出先機関	
	実地監査	書面監査
知事部局	13	6
教育委員会	30	11
公安委員会	3	0
普通会計		
計	46	17
		29

- (2) 実地監査については、対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が対象機関の関係者から説明を求めて実施した。
- (3) 書面監査については、対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が書面により実施した。  
 なお、書面監査の実施年月日は、監査委員が書面により実施した日とした。

第2 監査の結果

1 概要

対象機関に対して改善を求めた事項は228件であった。

区分	指摘事項 件	指導事項 件
予算関係	0	0
収入関係	3	24
支出関係	14	85
契約関係	1	37
工事関係	2	8
財産管理関係	7	32
その他	3	12
合計	30	198

※監査結果の処理区分については、次のとおりである。

- 《指摘事項》
  - ・ 違法または不当な事項で、軽りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
  - ・ 故意または過失が原因となっているもの
- 《指導事項》
  - ・ 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

2 部局別の実施状況

(1) 普通会計

ア 総務部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
福井県税事務所	25. 2. 8

(イ) 結果

a 指摘事項はなかった。

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。  
 (備考) 指導事項については、各部局の主な事項をまとめて後述した。

イ 健康福祉部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
坂井健康福祉センター	25. 2. 1	子ども療育センター	25. 2. 26
嶺南振興局	25. 2. 26	和敬学園	25. 2. 26
二州健康福祉センター			
総合福祉相談所	25. 1. 25	看護専門学校	25. 2. 26

## (イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- ・収入関係  
現金領収した受診料の指定金融機関への払込みが遅れていた。  
(こども療育センター)

- ・支出関係  
電信電話料については、支出の原因である事実の存した期間が一年度であるものは、その事実の属する年度で支払うこととされているが、電話料について、旧年度に存する期間の料金を新年度で支出している。  
(看護専門学校)

- ・工事関係  
電気自動車用コンセント設置工事の請負契約書を作成していなかった。  
(坂井健康福祉センター)

- ・財産管理関係  
公用車による事故(人身1件)が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。  
(損害賠償額 674,569円 修繕費 99,750円)  
(坂井健康福祉センター)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

## ウ 産業労働部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
工業技術センター	25. 2. 8

## (イ) 結果

a 指摘事項はなかった。

b 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

## エ 観光営業部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
歴史博物館	25. 1. 23	美術館	25. 1. 25

## (イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

## ・収入関係

現金領収事務において、領収した現金の指定金融機関への払込遅れや、歳入徴収事務委託契約を締結しないまま、図録販売業務を総合管理業務委託契約の相手方に行わせるなど、適正に執行していなかった。  
(歴史博物館)

- ・支出関係  
旧年度に存する期間の電話料金を新年度で支出するなど、複数の支出において年度を誤っていた。  
(歴史博物館)

- ・財産管理関係  
取得価額が100万円を超える雪櫃舎閑人日産駅弁掛紙について、一式を重要物品として管理しておらず、昨年度に引続き、公有財産等定期報告に誤りがあつた。また、物品購入調書を消費税控の金額で作成していた。  
(歴史博物館)

- ・その他  
現金出納簿に登録したものを数か月後に登記誤りとして削除していた。また、毎月行うべき現金出納簿と現金領収証書、簡易領収書の照合を行っていなかった。  
(歴史博物館)

昨年度に引続き、執行同の電算入力を失念し、後日入力し決裁を受け支払っていた。  
(歴史博物館)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

## オ 農林水産部

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
園芸試験場	25. 2. 26	総合グリーンセンター	25. 2. 26
畜産試験場	25. 2. 26		

## (イ) 結果

a 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- ・支出関係  
電信電話料については、支出の原因である事実の存した期間が一年度であるものは、その事実の属する年度で支払うこととされているが、電話料について、旧年度に存する期間の料金を新年度で支出していた。  
(畜産試験場)

手教科で支出すべき太陽電池時計ボール撤去費用を修繕費で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。  
(総合グリーンセンター)

・財産管理関係  
昨年度監査において指導された備品の管理について、是正されていなかった。  
(畜産試験場)

郵便切手について、前年度からの繰越枚数および年間使用枚数を考慮せずに購入したため、多額の繰越が発生していた。また、多額の残高があったにもかかわらず、年度末に購入していた。(畜産試験場)

b 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

カ 教育委員会  
(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
生涯学習センター	25. 2. 26	坂井農業高等学校	25. 2. 1
福井運動公園事務所	25. 2. 26	科学技術高等学校	25. 2. 26
教育研究所	25. 2. 26	奥越明成高等学校	25. 2. 26
特別支援教育センター	25. 2. 26	大野東高等学校	25. 2. 26
武道館	25. 1. 25	武生工業高等学校	25. 2. 26
青少年センター	25. 2. 26	福井商業高等学校	25. 2. 5
羽水高等学校	25. 1. 23	武生商業高等学校	25. 2. 26
足羽高等学校	25. 1. 18	道守高等学校	25. 2. 26
三国高等学校	25. 2. 26	盲学校	25. 2. 26
金津高等学校	25. 2. 26	ろう学校	25. 2. 4
丸岡高等学校	25. 2. 1	福井養護学校	25. 1. 23
勝山高等学校	25. 2. 26	福井南養護学校	25. 1. 18
丹南高等学校	25. 1. 18	福井東養護学校	25. 2. 26
丹生高等学校	25. 2. 26	福北養護学校	25. 2. 4
福井農林高等学校	25. 2. 26	南越養護学校	25. 2. 26

(イ) 結果

a 指導事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

・収入関係  
旧年度歳入とすべき武道学園受講料について、新年度歳入としていた。(武道館)

・支出関係  
使用料および賃借料で支出すべき画像データ使用料やウイルス対策ソフトウェアライセンス更新料を消耗品費で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。

備品購入費で支出すべき椅子を、消耗品費で支出し、備品として適正に管理していなかった。(福井運動公園事務所)

光熱水費については、支出の原因である事実の存した期間が二年度にまたがる場合は、支払期限の属する年度で支払うこととされているが、庁舎電気料について、新年度に存する期間の料金を旧年度で支出していた。(教育研究所)

使用料および賃借料で支出すべきバーチャルドメインサービス利用料を、手数料で支出していた。(特別支援教育センター)

手数料で支出すべきミ収集券の購入代金を、消耗品費で支出していた。(三国高等学校)

手数料で支出すべきミ収集券の購入代金を消耗品費で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。(丸岡高等学校)

報償費で支出すべき科学システム科機器操作技術講習会経費の一部を、旅費で支出していた。(科学技術高等学校)

備品購入費で支出すべき福井新聞縮刷版DVDを消耗品費で支出し、備品として適正に管理していなかった。(武生商業高等学校)

手数料で支出すべきプレート書籍料金を修繕費で支出するなど、複数の支出において科目を誤っていた。(福北養護学校)

・契約関係  
契約金額が50万円以上である風力・太陽光発電システムの購入において、請書を徴していなかった。(勝山高等学校)

・工事関係  
音楽室窓サッシ面格子取付工事において、請負契約書を作成すべきところ請書を徴していた。(南越養護学校)

・その他  
出納員による毎月の歳出予算差引簿と支出命令書等との照合を行っていなかった。(福北養護学校)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

キ 公安委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井警察署	25. 2. 26	坂井警察署	25. 2. 26
永平寺警察署	25. 2. 26		

(イ) 結果

a 指導事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

・ 支出関係  
 消耗品費で支出すべきワイヤーム等の部品代について、法定点検の代金と合わせて手数料で支出していた。(永平寺警察署)

・ 財産管理関係  
 公用車による事故(人身1件、物損3件)が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。  
 (損害賠償額 982,738円  
 修繕費 162,529円、229,950円、65,030円、  
 448,035円) (福井警察署)

公用車による事故(物損1件)が発生し、陸車としていた。(福井警察署)

公用車による事故(物損2件)が発生し、損害賠償金および修繕費を支出していた。

(損害賠償額 190,418円 (永平寺警察署)  
 修繕費 5,103円、65,898円)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

### 3 指導事項

指導事項の主なもの、次のとおりである。

#### (1) 収入関係

- ・ 現金領収において、現金出納員が領収すべきものを出納員が領収しているものや現金出納簿に登記していないなど、適正な取扱いをしていないかった。
- ・ アルバイト職員等の雇用保険料の徴収誤りがあった。
- ・ 施設使用料等について、調定が遅れていた。

#### (2) 支出関係

- ・ 公共料金の支払において、公共料金前渡職員口座(公共料金引落専用口座)への支出手続を誤ったため口座引落不能となっていた。
- ・ 資金前渡した経費や、概算私した旅費について、適正な精算手続を執っていないかった。
- ・ 果外旅費や私有車公務使用の果内旅費について、交通費の算定誤りや通動手当との調整誤り等により、過大支出や過少支出があった。

#### (3) 契約関係

- ・ 保守点検委託他において、保守に臨機の措置条件がある年間契約であるにもかかわらず、契約期間満了前に検査していた。
- ・ 履行確認検査については、契約担当者または執行向その他の方法により指定された職員が行うとされているが、検査職員の指定をせずに契約担当者以外の職員が検査を行っていた。

#### (4) 工事関係

- ・ 工事請負契約約款に定める工事工程表を提出させていなかった。
- ・ 工事検査については、契約担当者または契約担当者から検査を命じられた工事検査職員が行うべきところ他の職員が行っていた。

(5) その他  
 ・ 審査確認済一覧表について、出納員の決裁後保存すべきところ、一部を廃棄していた。

平成24年度出先機関監査における重点事項の監査結果および意見

第1 重点事項の監査結果  
平成24年度出先機関監査における重点事項の監査結果は次のとおりである。

- 1 不適正な経理処理にかかわる再発防止策の検証  
会計事務研修への参加、会計事務自己点検の実施、会計指導検査の強化などを通じて、再発防止に向けた職員の意識改革は概ね徹底されているが、物品調達の一元化における財産・事務管理課への購入依頼や、納品検査依頼が行われていないものが見受けられた。
- 2 備品の管理について  
新たに購入した備品について備品台帳を作成していないものや委託等により製作された備品について生産等調書により物品管理者に引き継いでいないものなど、備品の適正な管理が行われていないものが見受けられた。
- 3 郵便切手類の在庫の適正管理および現金の取扱いについて  
現金領収後、指定金融機関への払込みが遅れているものや現金出納簿への登記が遅れているものなど現金の取扱いに適正を欠くものが見受けられた。  
また、郵便切手類については、出納簿への登記・管理が適正に行われていないものが見受けられた。
- 4 公用車の管理と利用状況について  
公用車の効率的運用については概ね適正に行われていたが、事故による損害賠償金や修繕費の執行が多く見られた。

第2 監査の意見

平成24年度出先機関の監査の結果について、次のとおり意見を付す。

- 1 県税をはじめとする収入未済については、納税催促や滞納処分などを積極的に実施し、収入確保に取り組んでいるが、財源確保と県民負担の公平性の観点から、従来にも増して市町等関係機関との協力体制を強化し、収入未済の解消と新たな発生防止に努められたい。
- 2 昨年度の監査において指摘・指導されたことについて、改善がなされていないと認められる事項が複数見受けられたことは、誠に遺憾である。  
また、契約事務や支出事務等については、依然として軽微な誤りや基本的な手続の不備が多数見受けられたので、指導・検査の一層の充実強化を図り、財務会計諸規程に基づき、適正かつ正確な事務執行に努められたい。
- 3 重要物品の公有財産等定期報告の誤りや、備品の登記、廃棄にかかわる手続誤りが多数見受けられたので、県有財産としての重要性を再認識し適正な財産管理に努められたい。
- 4 現金の管理や取扱いに不備が多く見受けられたため、事故防止の観点から、複数職員による確認を徹底するとともに、公金を取扱っていることの責務と重要性を認識し、慎重かつ確実に行われたい。  
また、郵便切手類についても、現金同様慎重な取扱いを徹底されたい。
- 5 公用車による交通事故が増加傾向にあるので、安全運転管理者等による適切な運行管理と職員に対する安全運転教育の徹底を図り、事故の未然防止に努められたい。

福井県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月19日

福井県監査委員	山岸 猛夫
同	鈴木 宏紀
同	辻岡 俊三
同	平鍋 順一

監査は、財政的援助等を与えている各団体の出納その他の事務の執行について、平成23年度事業を中心として実施したが、その結果は下記のとおりである。

地方自治法第199条第7項（財政的援助団体等の監査）の規定による監査の結果

第1 監査の概要

1 公表の対象団体

今回公表の対象とするのは、平成24年12月から平成25年1月までの間に監査を実施したもの、および平成25年2月に書面監査を行った10団体である。

(1) 財政的援助等の種類別区分

対象団体を財政的援助等の種類により区分すると、次のとおりである。

財政的援助等の種類	団体数
県が出資・出せんとしているもの	10
県が補助金その他の財政的援助を与えているもの	4
県が公の施設等の管理を行わせているもの（指定管理者）	1

※監査実施団体の実数は10団体であるが、財政的援助等の種類が重複している団体がある。

(2) 法的性格区分

対象団体をその設立の根拠となる法律により区分すると、次のとおりである。

団体の区分	団体数
公益財団法人	4
財団法人	5
その他の団体	1
計	10

2 監査の着眼点

監査は、次の事項を主な着眼点として実施した。

- (1) 県が出資・出せんとしているもの  
関係法令等を守り、出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
  - (2) 県が補助金その他の財政的援助を与えているもの  
関係法令等を守り、補助金等の交付目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
  - (3) 県が公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者）  
関係法令等を守り、協定事項に基づき適正に業務が履行され、効率的な運営がされているか。
- 3 監査の実施方法  
監査は、次の方法により実施した。
- (1) 対象の10団体のうち、9団体については実地監査を、1団体については書面監査を実施した。
  - (2) 実地監査については、対象団体から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が対象団体の関係者から説明を求めて実施した。
  - (3) 書面監査については、対象団体から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が書面により実施した。
- なお、書面監査の実施年月日は、監査委員が書面により実施した日とした。

第2 監査の結果

1 監査の実施状況

(1) 財団法人 福井県産業廃棄物処理公社

ア 実施年月日 平成24年12月21日

イ 監査事項

(7) 県が出資・出せんとしているものの出納その他の事務の執行状況

a 出資・出せんの目的

県内から排出される廃棄物の適正な処理を確保するために必要な施設を設置し、及び管理し、もって県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する。

b 出資・出せんの金等

基本金等額	県の出資・出せ金額	出資・出せん割合
1,385,000,000円	1,052,500,000円	77.6%

(4) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

a 貸付金

貸付金の名称	前年度未残高	当年度貸付額	当年度償還額	当年度未残高
産業廃棄物処理公社 運営資金貸付金	270,000,000	210,744,000	270,000,000	210,744,000

ウ 結果

(7) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- ・ 予定価格が50万円以上である契約について、昨年度に引続き、特命任意契約理由および子定価格調書を作成しておらず、契約書も作成していなかった。
- ・ 単価契約である産業廃棄物処理センター運転管理業務委託において、昨年度に引続き、単価の適用を一部誤っており、検査も遅れていた。

(4) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

(備考) 指導事項については、各団体の主な事項をまとめて後述した。

(2) 財団法人 福井県企業公社

ア 実施年月日 平成24年12月21日

イ 監査事項

(7) 県が出資・出せんとしているものの出納その他の事務の執行状況

a 出資・出せんの目的

福井県および県内市町の公営企業の円滑な事業推進の支援、福井県が行う公営企業の効率運営のための業務受託ならびに福井臨海工業地帯の発展に寄与する事業等を行い、公共の福祉増進に寄与する。

b 出資・出せんの金等

基本金等額	県の出資・出せ金額	出資・出せん割合
100,000,000円	100,000,000円	100.0%

(4) 指定管理者の出納その他の事務の執行状況

(単位：円)

委託施設名	委託期間	指定管理料
テクノポート福井総合公園	H21.4.1～H26.3.31	62,302,000 +利用料金制

ウ 結果

おおむね適正に執行されていた。

**(3) 公益財団法人 福井県建設技術公社**

ア 実施年月日 平成24年12月21日

イ 監査事項

(7) 果が出資・出えんしているもの出納その他の事務の執行状況

- a 出資・出えんの目的  
建設事業に関する技術力の向上および普及啓発を行うとともに、建設事業の円滑かつ効率的な執行を図り、もって県民の福祉の向上に寄与する。

b 出資・出えん金等		
基本金等額	63,000,000円	出資・出えん割合 100.0%

ウ 結果

(7) 指図書事項はなかった。

(1) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

**(4) 公益財団法人 福井県下水道公社**

ア 実施年月日 平成24年12月21日

イ 監査事項

(7) 果が出資・出えんしているもの出納その他の事務の執行状況

- a 出資・出えんの目的  
公共用水域の水質保全事業を支援するために、下水道施設の管理運営支援および下水道に関する調査研究・研修を行うとともに、下水道知識の普及・啓発を行い、県民の健康で快適な生活環境の向上に寄与する。

b 出資・出えん金等		
基本金等額	10,000,000円	出資・出えん割合 50.0%

ウ 結果

おおむね適正に執行されていた。

**(5) 財団法人 福井県腎臓ベンチ**

ア 実施年月日 平成25年1月15日

イ 監査事項

(7) 果が出資・出えんしているもの出納その他の事務の執行状況

- a 出資・出えんの目的  
腎不全の根本的な治療法である腎臓移植等を推進するため、死後の腎臓のあっせん、腎臓提供者及び移植希望者の登録を行うほか、腎臓病に関する保健衛生の知識及び献腎思想の普及啓発を推進すること等により、県民の健康及び福祉の向上に寄与する。

b 出資・出えん金等		
基本金等額	68,600,000円	出資・出えん割合 43.7%

(1) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

a 補助金	補助金の名称	補助金額
	臓器移植コーディネーター活動費補助金	5,008,000

ウ 結果

おおむね適正に執行されていた。

**(6) 公益財団法人 福井県生活衛生営業指導センター**

ア 実施年月日 平成25年1月15日

イ 監査事項

(7) 果が出資・出えんしているもの出納その他の事務の執行状況

- a 出資・出えんの目的  
福井県における生活衛生関係営業の経営の健全化および振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者または消費者の利益の擁護を図る。

b 出資・出えん金等		
基本金等額	5,000,000円	出資・出えん割合 40.0%

(1) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

a 補助金	補助金の名称	補助金額
	生活衛生関係営業対策事業費補助金	17,699,335
	生活衛生関係営業振興事業補助金	3,000,000

ウ 結果

(7) 指図書事項はなかった。

(1) 指導事項として、改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

**(7) 財団法人 福井県鉄工業振興基金協会**

ア 実施年月日 平成25年2月26日

イ 監査事項

(7) 果が出資・出えんしているもの出納その他の事務の執行状況

- a 出資・出えんの目的  
福井県の鉄工業振興の基本方針に基づき、信用補償等の事業を行い、もって地域社会の発展と公共の福祉に資する。

b 出資・出えん金等		
基本金等額	558,751,985円	出資・出えん割合 64.5%

ウ 結果

おおむね適正に執行されていた。

**(8) 福井県酪農農業協同組合連合会**

ア 実施年月日 平成25年1月15日

イ 監査事項

(7) 果が出資・出えんしているもの出納その他の事務の執行状況

- a 出資・出えんの目的  
会員が協同してその事業の振興を図り、もってその組合員の生乳価格形成の合理化と酪農業の健全な発達を促進し、社会的地位の向上に寄与する。

b 出資・出えん金等		
基本金等額	108,789,065円	出資・出えん割合 43.2%

ウ 結果

おおむね適正に執行されていた。

## (9) 公益財団法人 福井県林業従事者確保育成基金

ア 実施年月日 平成24年12月21日

イ 監査事項

(ウ) 県が出資・出えんしているもの出納その他の事務の執行状況

a 出資・出えんの目的

福井県内において、林業労働に従事するものの就業環境を整備し、林業従事者の安定確保を図るとともに、本基金により実施する各種事業を通じ、森林資源の適正な管理等による公益的機能の増大、地域経済の発展、ひいては県民生活の向上に資する。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
1,377,620,000円	1,042,620,000円	75.6%

(エ) 補助金等に係る出納その他の事務の執行状況

a 補助金

補助金の名称	補助金額
森林整備担い手確保育成総合対策事業補助金	3,344,134
ふくいの森林を支える担い手育成・定着事業補助金	5,180,000

b 貸付金

貸付金の名称	前年度未残高	当年度貸付額	当年度償還額	当年度未残高
林業就業促進資金	50,838,000	0	3,635,000	47,203,000

ウ 結果

おおむね適正に執行されていた。

## (10) 財団法人 ボーイスカウト福井連盟維持財団

ア 実施年月日 平成24年12月21日

イ 監査事項

(ウ) 県が出資・出えんしているもの出納その他の事務の執行状況

a 出資・出えんの目的

福井県におけるボーイスカウト運動を助成して青少年の品性を陶冶し、国際友愛精神の増進を図り、もってボーイスカウト運動の充実発展に寄与する。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合
112,256,868円	50,000,000円	44.5%

ウ 結果

(エ) 指図書項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることが求めた。

- ・ 理事会等の議事録を作成していなかった。

(イ) 指図書項はなかった。

## 2 指図書事項

指図書事項の主なものは、次のとおりである。

- ・ 団体の財務規程等に定める契約手続が、適正に行われていなかった。
- ・ 団体の決裁規程に定める決裁手続が、適正に行われていなかった。
- ・ 旅費の算定誤りや、宿泊料の調整が適正に行われていなかったことによる過少支出があった。
- ・ 資金前渡した経費について、適正な精算手続が行われていなかった。
- ・ 職員手当について、財団の給与規程に定められた支給率で支給されていなかった。
- ・ 補助金について、補助金交付事務マニュアルに則った適正な運用がなされていなかった。

## 平成24年度財政的援助団体等の監査の意見

## 第1 監査の意見

平成24年度の監査の結果について、次のとおり意見を付す。

- 1 監査を実施した一部の団体において、当該団体の規程の理解が不十分なため、会計処理方法などに改善を要する事項が見受けられたので、適切な会計処理となるよう改善されたい。なお、新公益法人制度への移行手続が終了していない公益法人においては、平成25年11月の移行期間満了に向けて、手続に万全を期されたい。団体を所管する部局においては、会計規程等の遵守が不十分な団体が見受けられたので、指導監督の強化に努められたい。
- 2 各種補助金の申請、執行および実績報告に当たっては、当該補助金の趣旨あるいは実施要綱等を十分理解するとともに、適正な事務・事業の執行に努められたい。また、補助金を交付する部局においては、「補助金交付事務マニュアル」に基づき、事業者の実績報告書や証書書類および必要に応じて行う現地調査等により、十分な精査・確認を行うとともに、補助対象とする事業内容や補助対象経費の検査・確認ならびに不備があった事務手続の改善および指導を徹底されたい。
- 3 指定管理者においては、利用者の増加や管理経費の節減等に取組まれているが、今後とも、協定書等に基づき適正・的確な運営を行うとともに、引続き利用者のサービス向上に努められたい。また、新たな利用の促進を図るとともに、施設・設備の安全点検等の実施による利用者の安全確保にも努められたい。



# 公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十五年三月十九日

福井県公安委員会

委員長 鎌谷 忠雄

## 福井県公安委員会規則第五号

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則（昭和五十四年福井県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一号の表福井県福井警察署の部駅前交番の項の次に次のように加える。

松岡交番	吉田郡永平寺町吉野堺	吉田郡永平寺町のうち 松岡葵一丁目、松岡葵二丁目、松岡葵三丁目、松岡石舟、松岡小畑、松岡春日一丁目、松岡春日二丁目、松岡春日三丁目、松岡上吉野、松岡観音一丁目、松岡観音二丁目、松岡観音三丁目、松岡櫛、松岡窪、松岡越坂一丁目、松岡越坂二丁目、松岡木ノ下一丁目、松岡木ノ下二丁目、松岡木ノ下三丁目、松岡芝原一丁目、松岡芝原二丁目、松岡芝原三丁目、松岡志比堺、松岡島、松岡清水、松岡神明一丁目、松岡神明二丁目、松岡神明三丁目、松岡西野中、松岡松ケ丘一丁目、松岡松ケ原一丁目、松岡松ケ原二丁目、松岡松ケ原三丁目、松岡松ケ原四丁目、松岡宮重、松岡室、松岡薬師一丁目、松岡薬師二丁目、松岡薬師三丁目、松岡湯谷、松岡吉野、松岡吉野堺、松岡六ヶ町
------	------------	--

第一号の表福井県福井警察署の部美山駐在所の項位置の欄中「品ヶ瀬町」を「福井市

品ヶ瀬町」に改め、同部に次のように加える。

所	永平寺駐在所	吉田郡永平寺町吉野訪問	吉田郡永平寺町のうち 東古市、高橋、谷口、花谷、光明寺、轟、飯島、法寺岡、下浄法寺、上浄法寺、岩野、吉波、栃原、鳴鹿山鹿、山、諏訪間、京善、寺本、市野々、荒谷、志比、けやき台
所	御陵駐在所	岡兼定島	吉田郡永平寺町のうち 松岡学園、松岡上合月、松岡兼定島、松岡御公領、松岡下合月、松岡末政、松岡樋爪、松岡平成、松岡領家、松岡渡新田
所	上志比駐在所	山王	吉田郡永平寺町のうち 浅見、石上、市荒川、市右工門島、大月、大野島、北島、栗住波、山王、清水、竹原、中島、野中、藤巻、牧福島、吉峰、せせらぎ

第一号の表同福井南警察署の部麻生津交番の項所管区の欄中「引目町」の下に、「大島町、江端町、下荒井町」を加え、同部花堂交番の項所管区の欄中「下荒井町、江端町、大島町、舞屋町」を削り、「西谷二丁目、西谷三丁目、西谷町」を「西木田一丁目、西木田二丁目、西木田三丁目、西木田四丁目、西木田五丁目、みのり一丁目、みのり二丁目、みのり三丁目、みのり四丁目」に改め、同部板垣交番の項所管区の欄中「下六条町の一部」を「小稲津町、天王町、上筋生田町、下筋生田町、上六条町、下六条町」に改め、同部明里交番の項所管区の欄中「西木田一丁目、西木田二丁目、西木田三丁目、西木田四丁目、西木田五丁目、みのり一丁目、みのり二丁目、みのり三丁目、みのり四丁目」および「加茂河原町の一部」を削り、「小山谷町」の下に、「加茂河原町」を、「加茂河原四丁目」の下に「福二丁目、門前二丁目、東下野町、西下野町、若杉町、若杉一丁目、若杉二丁目、若杉三丁目、若杉四丁目、若杉浜

一丁目、若杉浜二丁目、若杉浜三丁目、狐橋一丁目、狐橋二丁目、渡町の一部(渡団地に限る。)、高塚町を加え、同部福町交番の項所管区の欄中「福二丁目」および「門前二丁目、東下野町、西下野町、若杉町、若杉一丁目、若杉二丁目、若杉三丁目、若杉四丁目、若杉浜一丁目、若杉浜二丁目、若杉浜三丁目、狐橋一丁目、狐橋二丁目」を削り、「江守中二丁目」の下に「舞屋町、西谷町、西谷二丁目、西谷三丁目」を加え、「加茂河原町の一部」および「渡町の一部(渡団地に限る。)、高塚町」を削り、同部文殊駐在所の項所管区の欄中「小稲津町、天王町、上筋生田町、下筋生田町、上六条町、下六条町の一部」を「帆谷町の一部(文殊ヶ丘団地に限る。)」に改め、同部上文殊駐在所の項所管区の欄中「西大味町」の下に「帆谷町の一部(文殊ヶ丘団地を除く。)」を加え、同部志津駐在所の項所管区の欄中「上天下町、天下下町、竹生町、清水町、和田町」を削り、同部清水駐在所の項所管区の欄中「三留町、清水杉谷町、真栗町」を「真栗町」に改め、「小羽町」を削り、「片山町」の下に「三留町の一部(二十一号に限る。)」を加え、同部グリーンハイツ駐在所の項所管区の欄中「グリーンハイツ十丁目」の下に「清水杉谷町、小羽町、上天下町、天下下町、竹生町、清水町、和田町、三留町の一部(二十一号を除く。)」を加え、同表同永平寺警察署の部を削る。

第一号の表同大野警察署の部下駐在所の項所管区の欄中「中挟三丁目」の下に「菖蒲池、中保、堂本」を加え、同部稲郷駐在所の項所管区の欄中「本戸」の下に「森政領家、佐開、吉、北御門」を加え、同部蔵生駐在所の項所管区の欄中「菖蒲池、土打の一部(越美北線以南に限る。)、森政領家」および「佐開、吉、北御門」を削り、同部上野駐在所の項所管区の欄中「土打の一部(越美北線以北に限る。)」を「土打」に改め、「中保、堂本」を削り、同表同勝山警察署の部勝山署所在地の項所管区の欄中「芳野町二丁目」の下に「本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、立川町一丁目、立川町二丁目、長山町一丁目」を加え、同部元町交番の項所管区の欄中「長山町一丁目、沢町一丁目」を「沢町一丁目」に改め、「本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目」を削り、「立川町一丁目、立川町二丁目」を「旭毛屋町」に改め、同部平泉寺駐在所の項所管区の欄中「旭毛屋町」を削り、同表同あわら警察署の部坪江駐在所の項所管区の欄中「上野」の下に「牛ノ谷、畝野野々」を加え、同部細呂木駐在所の項所管区の欄中「牛ノ谷、畝野野々」を削り、同部吉崎駐在所の項位置の欄中「吉崎」を「吉崎二丁目」に改め、同表同坂井西警察署の部坂井西署所在地の項位置の欄中「坂井市三国町緑ヶ丘四丁目」を「坂井市三国町緑ヶ丘四丁目」に改め、同項所管区の欄中「三国町緑ヶ丘一丁目、三国町緑ヶ丘二丁目、三国町緑ヶ丘三丁目、三国町緑ヶ丘四丁目、三国町緑ヶ丘五丁目」を「三国町緑ヶ丘一丁目、三国町緑ヶ丘二丁目、三国町緑ヶ丘三丁目、三国町緑ヶ丘四丁目、三国町緑ヶ丘五丁目」に、「三国町米ヶ脇」を「三国町米ヶ脇一丁目、三国町米ヶ脇二丁目、三国町米ヶ脇三丁目、三国町米ヶ脇四丁目、三国町米ヶ脇五丁目、三国町米ヶ脇六丁目、三国町米ヶ脇七丁目、三国町米ヶ脇八丁目、三国町米ヶ脇九丁目、三国町米ヶ脇十丁目、三国町米ヶ脇十一丁目、三国町米ヶ脇十二丁目、三国町米ヶ脇十三丁目、三国町米ヶ脇十四丁目、三国町米ヶ脇十五丁目、三国町米ヶ脇十六丁目、三国町米ヶ脇十七丁目、三国町米ヶ脇十八丁目、三国町米ヶ脇十九丁目、三国町米ヶ脇二十丁目、三国町米ヶ脇二十一丁目、三国町米ヶ脇二十二丁目、三国町米ヶ脇二十三丁目、三国町米ヶ脇二十四丁目、三国町米ヶ脇二十五丁目、三国町米ヶ脇二十六丁目、三国町米ヶ脇二十七丁目、三国町米ヶ脇二十八丁目、三国町米ヶ脇二十九丁目、三国町米ヶ脇三十丁目、三国町米ヶ脇三十一丁目、三国町米ヶ脇三十二丁目、三国町米ヶ脇三十三丁目、三国町米ヶ脇三十四丁目、三国町米ヶ脇三十五丁目、三国町米ヶ脇三十六丁目、三国町米ヶ脇三十七丁目、三国町米ヶ脇三十八丁目、三国町米ヶ脇三十九丁目、三国町米ヶ脇四十丁目、三国町米ヶ脇四十一丁目、三国町米ヶ脇四十二丁目、三国町米ヶ脇四十三丁目、三国町米ヶ脇四十四丁目、三国町米ヶ脇四十五丁目、三国町米ヶ脇四十六丁目、三国町米ヶ脇四十七丁目、三国町米ヶ脇四十八丁目、三国町米ヶ脇四十九丁目、三国町米ヶ脇五十丁目、三国町米ヶ脇五十一丁目、三国町米ヶ脇五十二丁目、三国町米ヶ脇五十三丁目、三国町米ヶ脇五十四丁目、三国町米ヶ脇五十五丁目、三国町米ヶ脇五十六丁目、三国町米ヶ脇五十七丁目、三国町米ヶ脇五十八丁目、三国町米ヶ脇五十九丁目、三国町米ヶ脇六十丁目、三国町米ヶ脇六十一丁目、三国町米ヶ脇六十二丁目、三国町米ヶ脇六十三丁目、三国町米ヶ脇六十四丁目、三国町米ヶ脇六十五丁目、三国町米ヶ脇六十六丁目、三国町米ヶ脇六十七丁目、三国町米ヶ脇六十八丁目、三国町米ヶ脇六十九丁目、三国町米ヶ脇七十丁目、三国町米ヶ脇七十一丁目、三国町米ヶ脇七十二丁目、三国町米ヶ脇七十三丁目、三国町米ヶ脇七十四丁目、三国町米ヶ脇七十五丁目、三国町米ヶ脇七十六丁目、三国町米ヶ脇七十七丁目、三国町米ヶ脇七十八丁目、三国町米ヶ脇七十九丁目、三国町米ヶ脇八十丁目、三国町米ヶ脇八十一丁目、三国町米ヶ脇八十二丁目、三国町米ヶ脇八十三丁目、三国町米ヶ脇八十四丁目、三国町米ヶ脇八十五丁目、三国町米ヶ脇八十六丁目、三国町米ヶ脇八十七丁目、三国町米ヶ脇八十八丁目、三国町米ヶ脇八十九丁目、三国町米ヶ脇九十丁目、三国町米ヶ脇九十一丁目、三国町米ヶ脇九十二丁目、三国町米ヶ脇九十三丁目、三国町米ヶ脇九十四丁目、三国町米ヶ脇九十五丁目、三国町米ヶ脇九十六丁目、三国町米ヶ脇九十七丁目、三国町米ヶ脇九十八丁目、三国町米ヶ脇九十九丁目、三国町米ヶ脇百丁目」を削り、同表同鯖江警察署の部神明交番の項所管区の欄中「米岡町」および「東米岡二丁目、石田上町、石田中町、石田下町」を削り、同部立待駐在所の項所管区の欄中「糺町の一部」の下に「米岡町、東米岡二丁目、石田上町、石田中町、石田下町」を加え、同表同越前警察署の部本保駐在所の項所管区の欄中「家久町」の下に「家久町一丁目、家久町二丁目」を加え、同表同敦賀警察署の部神宮前交番の項所管区の欄中「泉」の下に「昭和町一丁目、昭和町二丁目、中央町一丁目、中央町二丁目」を加え、同部栗野交番の項所管区の欄中「市野々」の下に「野神、若葉町一丁目、若葉町二丁目、若葉町三丁目」を加え、同部松島交番の項所管区の欄中「昭和町一丁目、昭和町二丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、松島町」を「松島町」に改め、「野神、若葉町一丁目、若葉町二丁目、若葉町三丁目」を削り、同表同小浜警察署の部大飯駐在所の項所管区の欄中「本郷の一部」を「本郷」に改め、「岡田」の下に「長井、芝崎、山田、父子、野尻、尾内、成和、小堀、犬見、成海」を加え、同部大島駐在所の項所管区の欄中「尾内、本郷の一部、成和、小堀、犬見、大島、成海」を「大島」に改め、同部野木駐在所の項所管区の欄中「四分一」の下に「東市場」を加え、同部大鳥羽駐在所の項所管区の欄中「小浜市のうち」

田烏」を削り、同部遠敷駐在所の項所管区の欄中「東市場」を削り、同部福谷駐在所の項所管区の欄中「下竹原」の下に「田烏」を加え、同部加斗駐在所の項所管区の欄中「大飯郡おい町のうち」長井」を削り、同部佐分利駐在所の項所管区の欄中「芝崎、山田、父子、野尻」を削る。

第二号の表所属署名の欄中「福井県永平寺

警察署」を「福井県福井警察署」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十九日印  
平成二十五年三月十九日発

刷 発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県  
印刷人 千九一〇一八五八 福井県福井市手寄二丁目十五一二十七 榎竹下印刷所 ☎三三二番